



家畜衛生情報

令和6年10月～令和7年5月の間、飼養衛生管理基準のうち、以下の7項目について自己点検をお願いします！

野鳥飛来シーズン中は、毎月1回以上の自己点検をお願いします。家畜保健衛生所が自己点検結果について、定期的に電話等で聞き取りをすることもありますので、その際にご対応をよろしくお願いいたします。

- 1 衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等
- 2 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用
- 3 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等
- 4 家きん舎に立ち入る者の手指消毒等
- 5 家きん舎ごとの専用の靴の設置及び使用
- 6 野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕
- 7 ねずみ及び害虫の駆除



集卵ラインの隙間から
ネコが侵入することも！

(農林水産省HP「鳥インフルエンザに関する情報」→)



常に家きんの健康状態を把握し、以下の症状を発見した場合には、直ちに最寄りの家畜保健衛生所に届け出てください！

- 同一家きん舎における1日の死亡率が過去21日間の平均の2倍以上となった場合（明らかに高病原性鳥インフルエンザ以外の事情による場合は除く）
- 鶏冠、肉垂等のチアノーゼ（青紫色）、沈うつ、産卵率の低下等の症状を呈している家きんがいる場合
- 5羽以上の家きんが、まとまって死亡している場合
又はまとまってうずくまっている場合



家畜保健衛生所	電話番号	家畜保健衛生所	電話番号	家畜保健衛生所	電話番号
佐久	0267-62-4123	飯田	0265-53-0439	長野	026-226-0923
伊那	0265-72-2782	松本	0263-47-3223	県庁園芸畜産課	026-235-7232